

『「総合型地域スポーツクラブ」を通して地域コミュニティ形成を考える』
櫻 幸恵

「総合型地域スポーツクラブ」は3つの多様性を包含している。種目の多様性、年代や年齢の多様性、技術レベルの多様性である。具体的な定義としては、複数の種目が用意されている 障害者や子ども高齢者まで、初心者からトップレベルまで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことが出来る 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる 地域住民が主体的に運営するというものである。また、「私益」ではなく地域住民に向かって開かれた「公益」を目指した経営意識を有する非営利的な組織と定義される。クラブ育成の基本認識は、住民による主体的な運営 自主財源を主とする運営 クラブとしての理念の共有である。定義から分かるように、地域をフレームとし、多様性と主体性を有する、日本国内においては今までにない視点をもったクラブといえる。

当該クラブは「スポーツ振興法」に基づき、国（旧文部省）の提示したスポーツ振興基本計画の中で、具体的なスポーツ振興施策の一つに掲げられ、それを受けて各自治体の策定するスポーツ振興基本計画の中でもその設置が重点施策として掲げられている。

財政面では、平成14年度から、国・地方の公的予算、スポーツ振興基金に加え、スポーツ振興くじ「toto(トト)」の収益がスポーツ振興財源に加わり、地域密着型の総合型地域スポーツクラブを全国に一万箇所設置することになっている。

また、「総合型地域スポーツクラブ」は、省庁の枠を超えた施策としても注目される。例えば、内閣総理大臣の諮問機関である青少年問題審議会答申（平成11年7月22日）「地域コミュニティを基盤とした青少年の多様な活動の場づくり」の具体的な提案や、法務省（保護局）「社会を明るくする運動・地域活動パイロット事業」の中でクラブへの支援が謳われ、中央教育審議会答申の三章（地域社会の力を生かそう）や、生活空間倍増プランの中でも謳われている。

一方で地方分権一括法（1999・7.8 成立）や、NPO 法（特定非営利活動促進法、1988.3.19 成立）、スポーツ振興くじ法（1988.5.12 成立、2002 年スタート）PFI 促進法（民間資金を活用した公共施設整備の促進に関する法律案）など、住民主導のクラブづくりに追い風となる社会体制の整備も見逃せない。

こうした大きな流れを追っていくと、「総合型地域スポーツクラブ」の設立・育成は、単にスポーツ振興を図るためだけでなくむしろ地域コミュニティが抱えるさまざまな課題を解決する契機の一つとして捉える方が妥当な気がする。

スポーツ振興に向けたスポーツ環境の整備のみならず、少子化や高齢化、地域の教育力の低下、学校開放の問題、地域コミュニティの希薄化等々、現在、各地域がそれぞれに抱える課題を解決する一つの切り口が「総合型地域スポーツクラブ」であると捉えることが出来るのではないか。

今までの行政や学校、企業、スポーツ団体などに依存したシステムから個人の主体性を確立した自立型システムへの移行、受け手から主体的な担い手へ、依存財源から自立的な

財源の確保・運営へ、地域の多様な要望に応えたプログラムや施設の準備など、クラブの設立・維持に向けた取り組みは、地方分権の流れの中で「地方自治のエッセンスが凝縮した地方自治のスポーツバージョン」ということも出来ると思う。

しかし、こうした理念とは裏腹に、実際に視察に訪れた仙台市の担当課やホームページ上の各自治体の計画案を見る限り、住民主導は謳われているものの、具体的にどのように自主運営に移行していくのか、何をどう展開しようとしているのか、「枠組み」はあるが具体的な施策としては「漫然」とした印象がぬぐえない。おそらく、組織を「経営」とするといった視点がまだ十分に生かされていないことがその原因の一つではないだろうか。

また、今までの縦割りで「ピラミッド型」だった構成要員や運営から移行し、複数の団体や多様な要員と対象者が絡む多元的ないわば「ウェブ(くもの巣)型」の広がりをもつ組織を立ち上げるにあたっては、従来の意思決定の手法では対応に限界があるのも事実だと思う。地域密着型のクラブを設立・運営するにあたっては、例えば行政が雛型を書いてそれを承認というような従来の手法ではなく、計画策定の段階から徹底して住民が意思決定に参画していけるようなシステムの採用が必要ではないか。

例えば、最近良く街づくりなどで試みられているワークショップの手法をとりいれ、課題の整理から、課題解決に向けての方法論、具体的なプランニングなど、多様な意見を吸い上げ、実際の計画策定や・運用に活かしていくようにしていったなら、各地域に応じたバラエティーに富み、かつ実現可能な、そして何より住民が自分達のクラブとして意識できるようなクラブ設置に結びついていくのではないかと思う。

また、計画・設置段階だけでなく、実際の運用面に際してもファシリテーションの手法を生かし、又、「経営」(マネジメント)の考え方を取り入れ、ビジョンを共有し常に運用について評価振り返りをしていったならば、生き生きとした本来の意味での総合型地域スポーツクラブの運営が可能になってくるのではないかと思う。

総合型地域スポーツクラブは、地域のネットワーク形成にも有効との意見も聞かれるが、それは、単なる関係者の連携という意味から一歩踏み出し、公的セクターや私的セクター、ボランティアセクターなどそれぞれの対場から賛否両論の意見を交換し、ダイナミックなネットワークを形成していくことに結びついていくのではないかと考える。

「総合型地域スポーツクラブ」が理念だけを追った絵に描いた餅にならずに、ヨーロッパなどに見られるような地域密着型のクラブとして設置・運用が出来たとき、それはスポーツ振興という意味をはるかに超えて、地方自治とは何かを私達に知らせてくれるものになるのではないかと考える。